

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|--------------|--|---|
| No | 29 | 府省庁名 国土交通省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置の延長 | |
| 要望内容 (概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>①デベロッパー等に対する新築住宅のみなし取得時期の特例措置（6月→1年）</p> <p>②住宅用土地に対する不動産取得税の軽減措置を受ける場合の土地の取得から新築までの期間要件に係る特例措置（2年→3年。ただし、100戸以上の共同住宅等で、土地を取得した日から共同住宅等が新築されるまでの期間が3年を超えると見込まれることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合は4年。）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①・②の特例の適用期限（平成22年3月31日）を2年延長する。</p> | |
| 〔関係条文〕 | 〔地方税法第73条の2第2項及び第3項、第73条の24第1項、第73条の25第1項 地方税法附則第10条の2、同法施行令附則第6条の17〕 | |
| 要望理由 | <p>住宅の流通コストの軽減を通じて、良質な住宅の建設及び流通を促進し、国民の居住水準の向上を図る必要がある。</p> <p>特に、分譲住宅における新築から売却までの期間が6ヶ月超1年以内の戸数割合が1～2割で推移しているが、本特例を廃止すると税コストが消費者に転嫁され消費者の負担が増大することから、新築住宅のみなし取得時期の特例措置を延長することが必要である。</p> <p>また、都市型高層マンション等においては、近隣住民との調整や工期の長期化等により、土地取得から竣工までに要する期間が長期化しているため、本特例を廃止すると税コストが消費者に転嫁され消費者の負担が増大することから、住宅用土地の不動産取得税の特例に係る土地の取得から新築までの期間要件に係る特例措置を延長することが必要である。</p> | |
| 減収 見込額 | (初年度) — (930) | (平年度) — (930) (単位：百万円) |
| 地方税以外の措置 | 既存 | ・ 国税 住宅ローン減税制度 ・ 融資、補助金その他 (独) 住宅金融支援機構による住宅資金通事業 |
| | 22年度の望 | ・ 国税 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例措置等 ・ 融資、補助金その他 (独) 住宅金融支援機構による住宅資金通事業 4.55万戸 607,400百万円 |
| 過去の要望経緯 | 平成11年度 創設 平成13年度 延長 平成16年度 拡充、延長 平成18年度 延長 平成20年度 延長 | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | |